

令和5年4月

## 藤井寺市における今後の教科書採択事務手続きの方針について

令和5年3月29日に手交された藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)からの「令和2年度藤井寺市教科用図書採択に係る調査報告書」の提言を受けて、教科書採択手続きにおける法令を遵守するため、また、公正性や透明性を害するリスクを取り除くため、市教育委員会の方針を取りまとめましたので、報告いたします。

### 1. 第三者委員会からの提言(概要)

- ・教育委員会、選定委員会、調査委員会の担当事務局は、各委員会において、法令遵守や公正性・透明性確保に関する文科省通知等の資料配付やその説明に留まらず、本事件を教訓事例として紹介し、伝え続けることが必要である。

⇒「ア：本事件を教訓事例として伝承」

- ・法令遵守、公正性・透明性を害する行為を把握した者が、その旨を報告できる窓口を設置する必要がある。

⇒「イ：内部報告制度の構築」

- ・利害関係が無いことの誓約に加え、公正性・透明性確保の必要性についての意識を明確にして、宣誓させるなど表現を工夫すべきである。

⇒「ウ：誓約書の改訂」

- ・担当事務局が、積極的に教育委員の職責、あるべき姿勢や考え方を示し、研修などを通じて、教育委員による職責の理解を深め、適切な対処へとつなげる必要がある。

⇒「エ：教育委員が安心して職務専念するためのサポート体制の構築」

- ・選定委員会については、議事録を作成の上、記録を公文書として適切に保存するなどし、事後の検証をより容易にし、公正性を確保できる仕組みを構築すべきである。

⇒「オ：議事録等の作成・保存」

- ・採択手続き期間中の接触について、採択関係者と教科書発行者の接触を一律に禁ずることを検討すべきである。

⇒「カ：藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール(以下「接触等のルール」という。)の構築」

- ・採択手続き期間外の接触について、一定、教科書発行者の立入の必要性が認められるとしても、担当事務局がその実態を把握できるよう「見える化」する必要がある。採択関係者と教科書発行者の面談方法を含めて、統一したルールを整備すべきである。

⇒「キ：接触する又はした場合の報告書提出の義務化」

- ・法令違反等のおそれのある事象に対して、内部及び外部からの報告制度を整備、機能させることが重要であり、その内容を採択関係者に対し周知すべきである。

⇒「ク：接触等のルールの内外への広報」

## 2. 教育委員会の対応方針

- ・ア：本事件を教訓事例として伝承

⇒教科書採択手続きに係る各委員会において、本事件の経緯を踏まえて説明する場を設け、教訓とする。

- ・イ：内部報告制度の構築

⇒「接触等のルール」に、内部報告に関する項目を記載する。報告先は、学校長だけでなく、直接、担当事務局にも連絡する体制を構築する。

- ・ウ：誓約書の改訂

⇒R 4：教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないこと、また、教科書採択における公正確保や教科書発行者との関係等について十分説明を受け、理解したことを誓約します。 を

- R 5：教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないこと

教科書採択における公正確保や教科書発行者との関係について十分説明を受け、理解したこと

「接触等のルール」を遵守し、適切に行動すること

職務上知り得た秘密については、その職を退いた後も漏らさないこと

の4点について誓約することに変更する。

- ・エ：教育委員が安心して職務専念するためのサポート体制の構築

⇒毎年1回、教育委員に対する綱紀保持研修を実施する。採択替えを伴う教科書採択年度においては、具体的な行動規範について説明する場を設ける。

- ・オ：議事録等の作成・保存

⇒選定委員会規則を改正し、選定委員会の議事録を作成・保存する。学習会の記録等を作成・保存する。

- ・カ：「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール」の構築

⇒新たに「接触等のルール」を作成し、毎年4月に市内全校へ通知し、職員会議などを通じて周知徹底を行う。また、「接触等のルール」については、適宜、見直しを図る。

- ・キ：接触する又はした場合の報告書提出の義務化

⇒教科書発行者との接触があった場合、学校長を通じて、担当事務局へ報告書を提出する。

- ・ク：「接触等のルール」の内外への広報

⇒「接触等のルール」については、市ホームページに掲載するとともに、全教科書発行者へ通知する。

### ※掲載資料

- ・「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール」
- ・「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触についてQ&A」

以上の再発防止策を講じた上で、公正確保を徹底した教科書採択を実施し、市民の皆様の信頼を回復するための第一歩にしたいと考えております。

問合せ先

藤井寺市教育委員会事務局 教育部 学校教育課

電話 072-939-1402